

障害福祉計画（素案）	【担当課】 高齢障害課 ☎ 82-1170
	●公募期間 平成 19 年 3 月 1 日～平成 19 年 3 月 30 日
	●意見の件数 3 件
お寄せいただいた意見（概要）	市の考え方（対応）
【用語について】 「生活訓練」という用語であるが、訓練という言葉には、与えられた課題だけをこなし自分自身による努力を評価しないような印象を受ける。また、訓練という言葉は、動物に対して報奨や罰を持って課題を達成させることが連想され、適切ではないと考える。あえて言い換えるなら「生活動作練習」という用語がふさわしいと考える。	「訓練」という言葉は、あることを教え、身につけさせるという意味を持つことから適切と考えて、そのような表現の言葉を選びました。
【コミュニケーション手段について】 障害者の多くは、日常生活の中で外出行動が困難である。そうした状況の中でも社会的交流を広げる手段として現実には多くの障害者がパソコンを使って社会的交流をおこなっている。しかし、経済力のない障害者にはそのような手段をもてないものもいる。所得状況を勘案した上ですべての障害者がパソコンによって社会的交流ができるよう配慮すべき政策が必要と考える。	在宅の重度障がい者に対し、日常生活の便宜を図るための用具を給付していますが、「障害者自立支援法」施行で平成 18 年 10 月から種目の見直しによりパソコンは給付の対象外となりました。周辺機器やアプリケーションソフトの給付は行っておりますのでご活用ください。
【リハビリテーション専門職の活用について】 多くの作業所で工夫した取り組みが行われている。そこにリハビリテーションの専門職である、理学療法士及び作業療法士を市が雇用して派遣することで一層高い水準の生活動作練習がおこなえと考える。特に、精神障害者作業所においては、作業療法士の関与は欠かせない。これらの専門職の高い技術を活用して障害者の日常生活能力が高まるよう配慮すべきである。	市内の作業所については、運営補助をおこなっておりますので、各作業所において対応をお願いしたいと考えています。

【地域防災計画】と【国民保護計画】を作成しました

地域防災計画

この計画は、災害対策基本法により、国の防災基本計画を基本に、国・県・市が一体となって防災に当たるために作成する計画です。

山陽小野田市においては、市を襲った過去の災害や近年各地の災害を鑑み、行政をはじめとする関係機関の連携強化はもとより、防災を通じた地域の助け合いが必要と考え、市民の防災組織づくりや防災意識の高揚を図ることを課題として計画づくりに取り組み、また、山口県地域防災計画との整合性を図りながら作成いたしました。

国民保護計画

この計画は、国民保護法に基づき市が作成するものであり、外部からの武力攻撃を受けた場合や平常時に大規模なテロ等が発生した場合に、市民を安全に避難させ救援するしくみや、武力攻撃災害への対処などを定めたものです。

【計画の閲覧】

市役所 2 階総務課、山陽総合事務所地域行政課、南支所、埴生支所、公園通出張所、厚陽出張所 各窓口と市ホームページ (<http://www.city.sanyo-onoda.lg.jp>)

【問い合わせ先】

総務課 (☎ 82-1122 FAX83-2604 E-mail:soumu@city.sanyo-onoda.lg.jp)